

○車載式レーダースピードメーターによる最高速度違反の取締りについて（例規通達）

昭和 58 年 7 月 23 日

群本例規第 9 号（交指）警察本部長

〔沿革〕 昭和 59 年 1 月群本例規第 3 号（交指）、60 年 3 月第 4 号（務）改正

（概要）

この規定は、車載式レーダースピードメーターによる最高速度違反の取締り要領であり、

- 取締りの方法
- 取締り実施上の留意事項
- 違反の立証措置
- 機器の定期点検
- 報告要領

等について、必要な事項を定めたものである。